

## 4.8 構造物の影響

### 4.8.1 日照障害

#### (1) 現況調査

##### ア. 日照障害の状況

計画地は、現在駐車場等である。

また、計画地周辺の日照障害の影響に特に配慮すべき施設は、計画地の東側約 120m にまなびの森川崎もりのこ保育園、北側約 210m にゲートタワーローズ保育園、北側約 230m に社会医療法人財団石心会川崎幸病院、東北東約 240m に太田総合病院がある。

##### イ. 関係法令等による基準等

#### (7) 建築基準法、川崎市建築基準条例

建築基準法及び川崎市建築基準条例では、表 4.8.1-1 に示すとおり、都市計画法の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

計画地は商業地域であり、日影規制の対象外である。

また、計画地の西側の準工業地域は日影規制の対象となっている。北東側の近隣商業地域は、容積率が 400%の区域であるため、日影規制の対象外である。

表 4.8.1-1 川崎市建築基準条例に基づく日影規制の内容

対象区域	制限される建築物	規制される日影時間		測定水平面の高さ(平均地盤面からの高さ)
		規制される範囲(計画地敷地境界線からの水平距離)		
		5mを超え10m以内	10mを超える	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが 7m を超えるかまたは地上 3 階以上の建築物	3 時間以上	2 時間以上	1.5m
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	東横線以西 高さが 10m を超える建築物	3 時間以上	2 時間以上	4m
	東横線以东 高さが 10m を超える建築物	4 時間以上	2.5 時間以上	4m
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	東横線以西 高さが 10m を超える建築物	4 時間以上	2.5 時間以上	4m
	東横線以东 高さが 10m を超える建築物	5 時間以上	3 時間以上	4m
近隣商業地域で容積率 200%の区域 準工業地域	高さが 10m を超える建築物	5 時間以上	3 時間以上	4m

注) 網掛けは計画地周辺に適用される規制を示す。

資料: 「用途地域による主な制限(斜線・日影)」(令和 7 年 10 月閲覧 川崎市ホームページ)

## (2) 予測及び評価

### ア. 予測

冬至日における平均地盤面±0mにおける時刻別日影図は図 4.8.1-1 に、等時間日影図は図 4.8.1-2 に示すとおりである。

冬至日において日影が生じる住宅等の日影時間別の建物棟数は、表 4.8.1-2 に示すとおりである。日影が生じる地域には、日影の影響を受ける特に配慮すべき施設が 19 棟あり、日影時間 1 時間以上 2 時間未満が 13 棟、2 時間以上 3 時間未満が 3 棟、3 時間以上 4 時間未満が 1 棟、4 時間以上 5 時間未満が 0 棟、5 時間以上が 2 棟と予測する。

また、準工業地域に適用される測定水平面（冬至日の平均地盤面+4m での 3 時間以上 5 時間未満及び 5 時間以上の等時間日影線は、図 4.8.1-3 に示すとおりである。3 時間以上 5 時間未満及び 5 時間以上の等時間日影線は、日影規制の対象となっている準工業地域にはかかわらず、川崎市建築基準条例で定められた規制時間を超える日影時間が及ぶことはないと予測する。

表 4.8.1-2 日影の影響を受ける建物棟数（冬至日、平均地盤面レベル±0m）

日影時間区分	日陰の影響を受ける住宅等(棟)	日影の影響を受ける特に配慮すべき施設
1 時間以上 2 時間未満	13	・住宅等 10 棟 ・社会医療法人財団石心会川崎幸病院 ・太田総合病院 ・ゲートタワーローズ保育園
2 時間以上 3 時間未満	3	・住宅等 3 棟
3 時間以上 4 時間未満	1	・住宅等 1 棟
4 時間以上 5 時間未満	0	-
5 時間以上	2	・住宅等 2 棟
合計	19	-

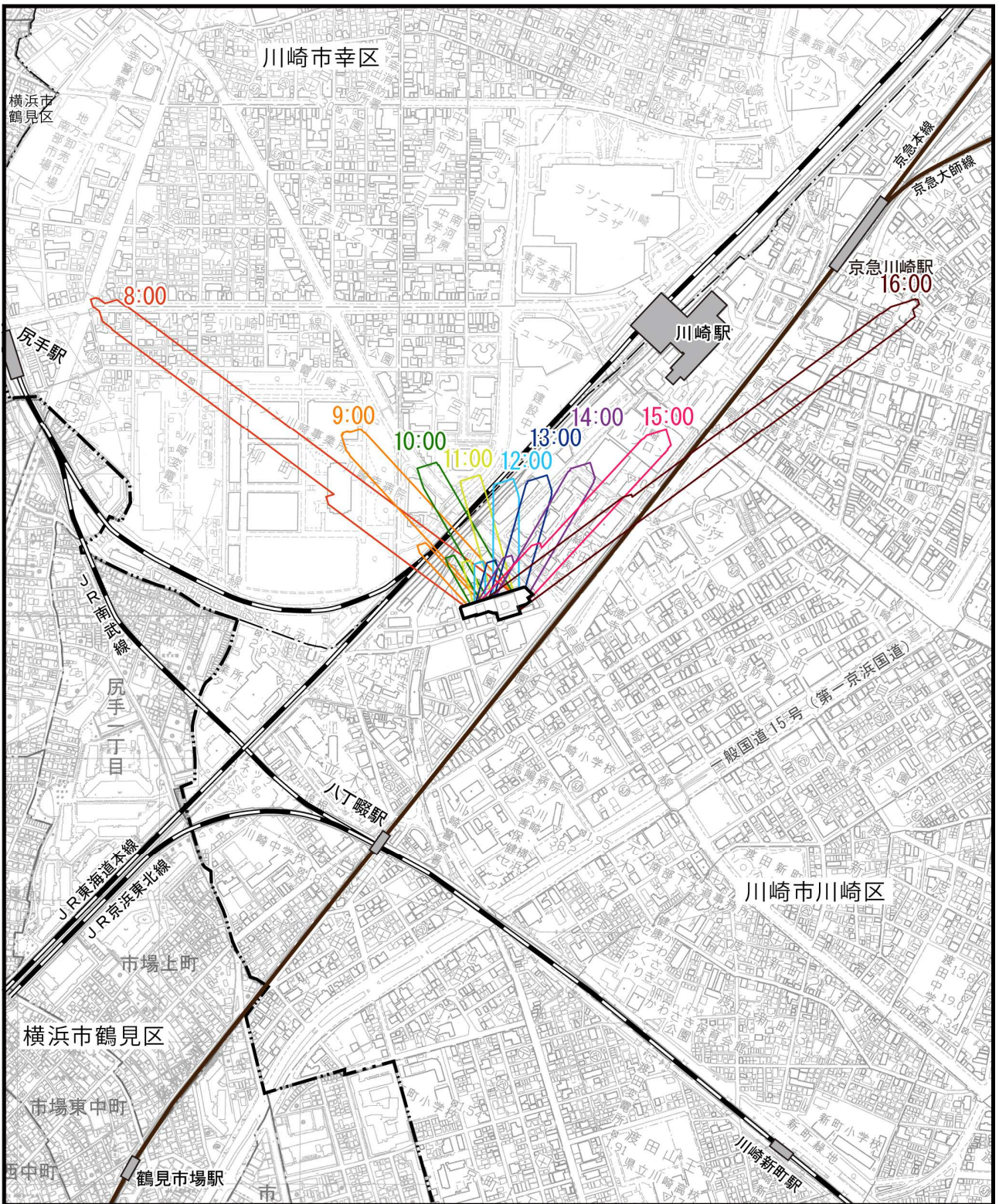
### イ. 評価

冬至日における平均地盤面±0m の等時間日影図によると、冬至日において計画建築物の存在によって日影が生じる地域には、日影の影響を受ける特に配慮すべき施設が 19 棟あり、日影時間 1 時間以上 2 時間未満が 13 棟、2 時間以上 3 時間未満が 3 棟、3 時間以上 4 時間未満が 1 棟、4 時間以上 5 時間未満が 0 棟、5 時間以上が 2 棟と予測する。

準工業地域に適用される測定水平面（冬至日）の平均地盤面+4m での 3 時間以上 5 時間未満及び 5 時間以上の等時間日影線は、図 4.8.1-2 に示すとおりである。3 時間以上 5 時間未満及び 5 時間以上の等時間日影線は、日影規制の対象となっている準工業地域にはかかわらず、川崎市建築基準条例で定められた規制時間を超える日影時間が及ぶことはないと予測する。

さらに、日影の影響を受ける範囲を低減するため、計画地敷地境界からの離隔を確保した建物の配置、形状とする等、建物計画に配慮する。

以上のことから、周辺の住環境に著しい影響を与えないものと評価する。



凡例

- |  |           |
|--|-----------|
|  | 8:00の日影線  |
|  | 9:00の日影線  |
|  | 10:00の日影線 |
|  | 11:00の日影線 |
|  | 12:00の日影線 |
|  | 13:00の日影線 |
|  | 14:00の日影線 |
|  | 15:00の日影線 |
|  | 16:00の日影線 |
|  | 計画地       |
|  | 市界        |
|  | 区界        |
|  | JR        |
|  | 京浜急行      |
|  | 駅         |

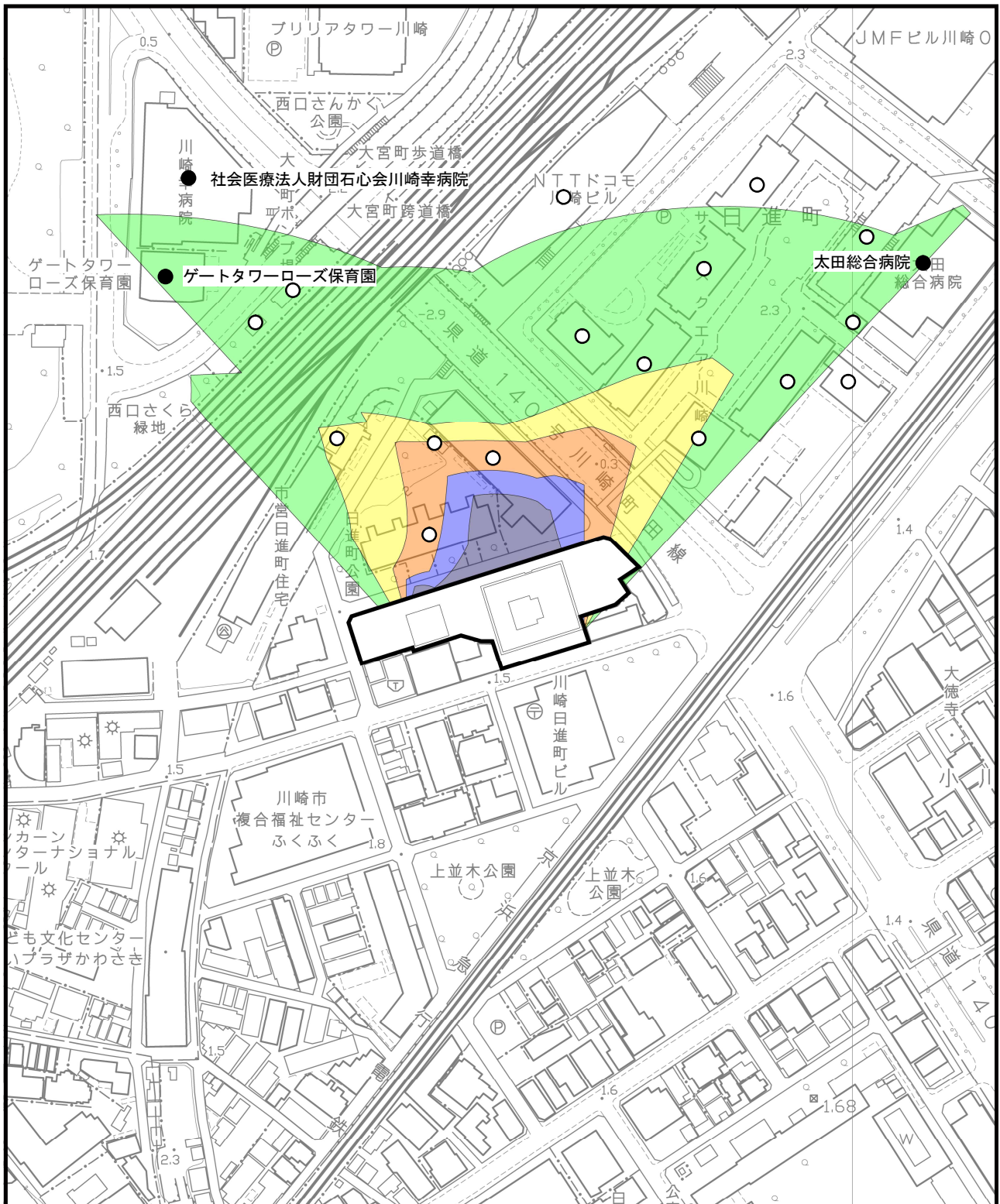


Scale 1:10,000



図 4.8.1-1 時刻別日影図

注) 日影条件：冬至日、真太陽時、平均地盤面±0m



凡例



計画地



日影の影響を受ける特に配慮すべき施設



日影の影響を受ける住宅等

日影時間



1時間以上2時間未満



2時間以上3時間未満



3時間以上4時間未満



4時間以上5時間未満



5時間以上

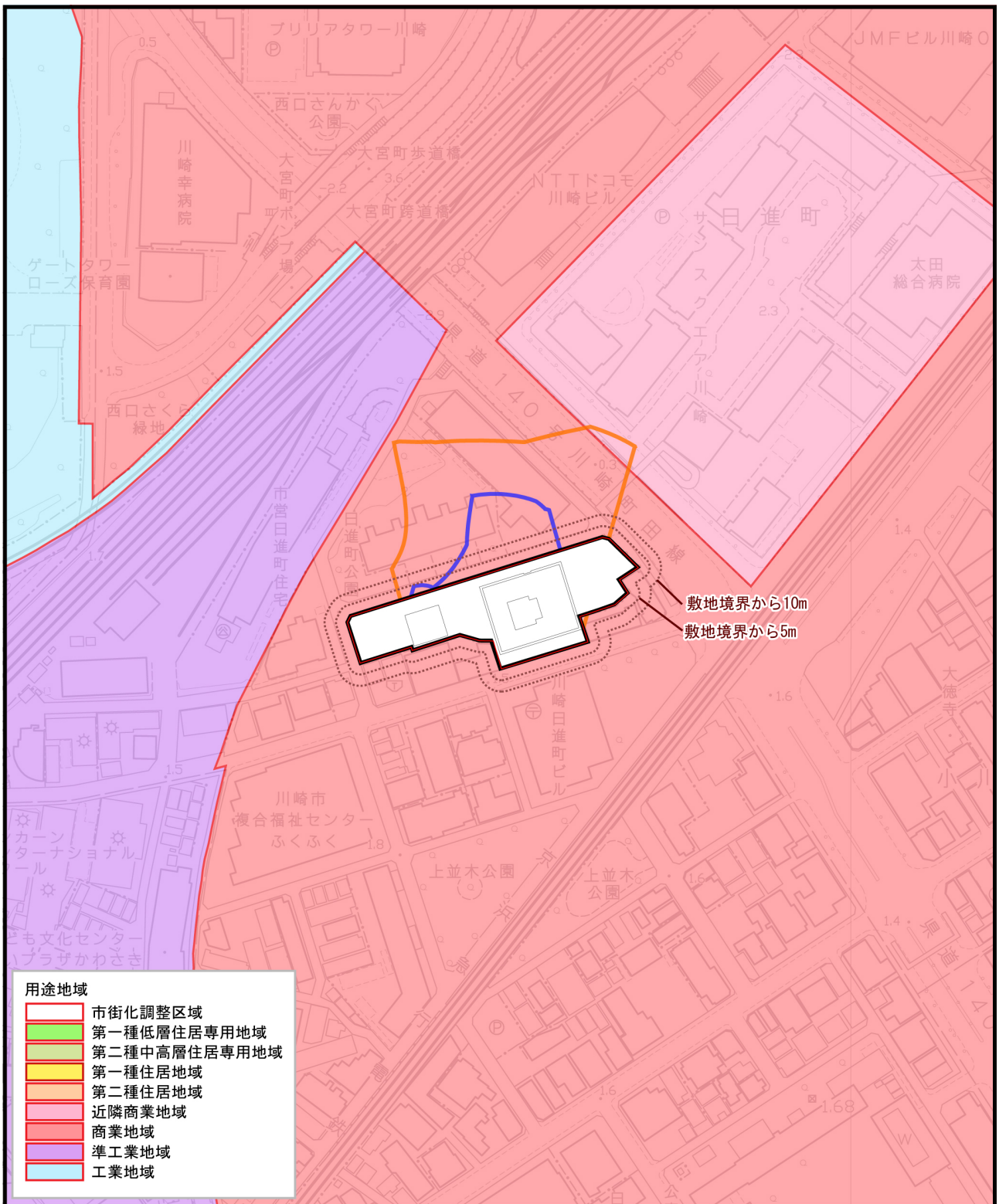
注) 日影条件：冬至日、真太陽時、平均地盤面±0m



Scale 1:2,500



図 4.8.1-2 等時間日影図



- 用途地域
- 市街化調整区域
  - 第一種低層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域

- 凡例
- 計画地
  - 区界
  - 敷地境界からの水平距離 (規制される範囲)
- 日影時間
- 3時間以上5時間未満
  - 5時間以上
- 注) 日影条件: 冬至日、真太陽時、平均地盤面+4m

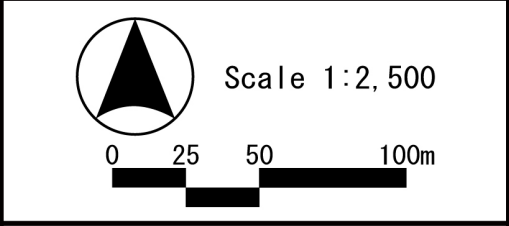


図 4.8.1-3 建築基準法に基づく等時間日影図と日影規制状況

